

遺族附加年金事業 Q & A

◆ 手続きについて

| Q | A |
|---|---|
| 印鑑は昨年と同じものが必要ですか？ | いいえ、特に同じものを押印いただく必要はありません。認印でも結構です。 |
| 申込用紙を紛失した。 今回は内容を変更したいのですが？ | <p>共済組合または下記の連絡先までご連絡ください。郵送致します。 0120-25-7754（事業委託先）</p> <p>下記ホームページからも照会、連絡ができます。 https://www.group-welfare.jp/miyazaki/</p> <p>※検索の場合は下記キーワードを使用してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">宮崎 遺族附加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">検索</div> |
| 後で提出しようとして準備していたのですが、締切日目前になってしまいました。 郵送しても間に合うかどうか心配です。 | <p>まず共済組合または下記の連絡先までご連絡ください。 0120-25-7754（事業委託先）</p> <p>下記ホームページからも照会、連絡ができます。 https://www.group-welfare.jp/miyazaki/</p> <p>※検索の場合は下記キーワードを使用してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">宮崎 遺族附加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">検索</div> |
| 記入を間違えてしまった。訂正するにはどうしたらいいのですか？ | 訂正箇所にも二重線を引いて、訂正印を押印し、正しいものをご記入ください。 |

◆ 退職後の取扱いについて

| Q | A |
|------------------------------------|---|
| <p>「遺族附加年金」の退職後の取扱いはどうなりますか？</p> | <p>退職直前に継続して2年以上遺族附加年金の加入があれば、「退職後終身プラン」もしくは「退職後80歳満期プラン」に健康状態に関わらず加入することができます。 ただし、3月末退職者が対象となります。</p> |
| <p>「重病克服支援制度」の退職後の取扱いはどうなりますか？</p> | <p>退職時に加入されている場合、健康状態に関わらず80歳まで継続することができます。ただし、3月末退職者が対象です。また、退職後継続遺族附加年金制度に加入されていることが必要です。</p> |